

令和8年度地域密着型サービス事業者公募説明会 質問票回答

2026/8/7 (作成)

No	ご質問受信日	質問内容	回 答
1	令和8年7月31日	グループホームの整備は1ユニットとなっているが、採算性を考えるとできれば2ユニットも考えることがある。2ユニットでの応募は認められないのか、また補助金はあくまでも1ユニットのみとなるのか、つつじヶ丘地区では今後も1ユニットがいいのか、ご判断なのか、について回答をお願いします。	本公募に関しては、第9期亀岡市介護保険事業計画に則り実施するため、認知症対応型共同生活介護の整備については1ユニット定員9名で整備地区は亀岡市全域にて募集いたします。
2	令和8年7月31日	併設での応募を検討しているが、つつじヶ丘で併設が可能となる建蔽率・容積率を考慮すると相当程度の区画の土地が必要となると思われる。併設の条件として、同一敷地内でなければならないのか、同一法人の運営であれば、近隣、つつじヶ丘区内などの条件を満たせば良いのか、など併設を満たす条件について回答をお願いします。	公募要領に「認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護は併設して整備することが望ましい」とあることに関し、併設の考え方は以下のとおりです。 基本的な併設条件は同一敷地内を想定しております。ただし、同一敷地と同等の施設運営・連携が確保できる場合には、例外的に同等扱いとして考慮することがあります。具体例として、道路を横断して両側に位置するなど、実質的に一体的な運営が行える配置が該当いたします。例外を認める場合は、配置図や運営体制、利用者の動線・安全対策、サービスの一体性などを確認できる資料の提出をお願いする場合があります。
3	令和8年8月4日	つつじヶ丘地区で候補地を検討しているが、都市計画では第一種低層住居専用地域であるが、『地区計画』というものがあり、福祉関係の施設の建設が認められないとの情報を確認しました。(設計士の調査)その場合、当該地区では建設不可と判断せざるを得ないのか、地域との折衝、亀岡市との協議などで建設できる可能性はあるのか、ご回答をよろしくお願いいたします。	募集要領「4事業所整備の条件」に記載のとおり、土地・建物等に関係法令の規制など整備実施に支障がないか事前に関係機関等と協議し、調整を図ることが必要となります。 その中で、本市の都市計画及び地区計画により整備が用途制限に該当する場合、整備条件に合致していないものと判断いたします。 本市の都市計画情報については下部URLより整備予定地の情報が閲覧可能です。 予定地が地区計画範囲に含まれる場合、別途「地区計画制度」のページにて、建築物の用途制限をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。 また、建築物の用途に関しては、建築基準法によって判断されますので南丹土木事務所にて事業形態や建物構造等を踏まえて用途判別をしていただく必要がございます。 https://gkyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/gkyoto/Map?mid=830&mpx=135.56635391966265&mpy=35.01531168846288&mps=10000&mtp=dm_kameoka_tokei&gprj=3